

公布された条例のあらまし

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報のうち個人番号をその内容に含むものについて、個人情報と定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 特定個人情報及び情報提供等記録の定義を定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならないこととした。（第 8 条の 2 関係）
- 4 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないこととした。（第 8 条の 2 関係）
- 5 本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求をすることができることとした。（第 13 条関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この条例は、一部の規定を除き、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 8 所要の経過措置を定めることとした。
- 9 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、所要の改正を行うこととした。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（条例第 30 号）

- 1 この条例は、半島振興対策実施地域に係る認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、当該認定産業振興促進計画に定められた半島振興法第 17 条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の不均一の課税に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 一定の要件を満たす特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次のとおりとすることとした。（第 3 条関係）
 - (1) 事業税
 - ア 初年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 2 分の 1 を乗じて得た率
 - イ 第 2 年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 4 分の 3 を乗じて得た率
 - ウ 第 3 年度 佐賀県税条例附則第 14 条の 3 の規定により読み替えられた同条例第 49 条又は同条例第 51 条の 4 に規定する税率に 8 分の 7 を乗じて得た率
 - (2) 不動産取得税 100 分の 0.4
 - (3) 固定資産税

- ア 初年度 100分の0.14
- イ 第2年度 100分の0.35
- ウ 第3年度 100分の0.7

- 3 不均一課税の申請及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。(第4条~第6条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとした。
- 5 所要の経過措置等を定めることとした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 法人事業税の所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げることとした。(第49条関係)
- 2 紙巻きたばこ3級品に係る県たばこ税の税率の特例を廃止することとした。(附則第17条の4関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。
- 5 次に掲げる期間における紙巻きたばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
 - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

- 6 その他所要の経過措置を定めることとした。

地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例(条例第32号)

- 1 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成27年10月5日又は平成28年1月1日から施行することとした。

佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 佐賀県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正
基金として積み立てる額は、県に交付される電源立地地域対策のための交付金のうち予算で定める額とすることとした。(第2条関係)

2 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正

(1) 基金として積み立てる額は、県に交付される電源立地地域対策のための交付金のうち予算で定める額とすることとした。(第2条関係)

(2) 知事は、事業地域における企業立地の促進を図るための措置に要する費用に充てるため、基金の一部を処分することができることとした。(第8条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県ものづくり人財創造基金条例(条例第36号)

1 本県には近代産業技術を国内でいち早く取り入れる等これまでものづくりを大切にしてきたという伝統があり、これを将来にわたり引き継ぐ必要があることから、ものづくりを再評価する機運の醸成、人材の育成、技術開発及び技能伝承を一体的に取り組むことにより、これまで以上に技術又は技能を持つ人が尊敬され、及び若者が誇りと自信を持ちものづくりに従事する社会の実現を図り、もって製造業等ものづくり産業を振興するため、佐賀県ものづくり人財創造基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第2条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第4条関係)

4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第6条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失うこととした。